

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（行政・デジタル改革課）

### 一 趣旨

児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に  
対処するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

知事の事務を補助する職員

七千二百五十三人 ↓ 七千二百七十六人（+二十三）人

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百三十三人 ↓ 百三十九人（+六）人

### 三 施行期日

令和八年四月一日